

# 兵庫県公報

令和8年6月30日 火曜日 第732号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 国土調査の成果の認証（同）	4
○ 漁業法に基づく聴聞の実施（水産漁港課）	8
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	8
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	8
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 平成20年兵庫県告示第213号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	10
○ 平成20年兵庫県告示第234号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	10
○ 平成20年兵庫県告示第264号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	10
○ 平成20年兵庫県告示第266号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	10
○ 平成21年兵庫県告示第1163号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	11
○ 土砂災害警戒区域の指定の解除（同）	11
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 令和2年兵庫県告示第227号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	12
○ 平成30年兵庫県告示第703号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	12
○ 平成28年兵庫県告示第676号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	12
○ 平成30年兵庫県告示第164号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	12
○ 令和2年兵庫県告示第419号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	13
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者 居住支援法人の所在地の変更（住宅政策課）	14
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（建築指導課）	14
○ 同 上（同）	15
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（中播磨県民センター）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	16
○ 知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間の告示（但馬県 民局）	16
<b>公 告</b>	
○ 立入調査権限者身分証票無効公告（男女青少年課）	18
○ 都市計画の図書の写しの縦覧（都市計画課）	18
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	18
○ 同 上（同）	19
○ 入札公告（物品管理課）	20

病院局管理規程

○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程等の一部を改正する管理規程 ..... 23

病院局告示

○ 公印の廃止及び新調 ..... 27

警察本部公告

○ 落札者等の公示 ..... 28

正 誤

○ 平成15年12月1日付け兵庫県公報第3号外中 ..... 28

告 示

兵庫県告示第630号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

栗栖土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	保 田 義 一	たつの市新宮町千本1783番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 本 和 俊	たつの市新宮町千本717番地1
監 事	村 上 秀 樹	同 市新宮町上筋原817番地



兵庫県告示第631号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

内原土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	野 水 直 哉	南あわじ市津井2695番地1
同	新 崎 照 明	同 市津井2907番地
同	井 上 郁 夫	同 市津井2751番地
同	原 興 三	同 市津井2897番地
同	西 田 友 二	同 市津井2452番地
監 事	前 谷 健 市	同 市津井2769番地3
同	鈴 木 悟 司	同 市津井2866番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	野 水 直 哉	南あわじ市津井2695番地1
同	新 崎 照 明	同 市津井2907番地
同	井 上 郁 夫	同 市津井2751番地
同	原 興 三	同 市津井2897番地
同	西 田 友 二	同 市津井2452番地
監 事	前 谷 健 市	同 市津井2769番地3

同 鈴 木 悟 司 同 市津井2866番地



**兵庫県告示第632号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**片田土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	福 岡 秀 幸	南あわじ市志知北424番地
同	福 岡 久 雄	同 市志知北584番地
同	久保田 友 康	同 市志知南289番地
同	楠 宏 茂	同 市志知南303番地 3
同	楠 育 郎	同 市志知南262番地
同	酒 井 惠 司	同 市志知北229番地
同	久保田 修	同 市志知南316番地
同	出 口 文 夫	同 市志知北675番地
同	池 田 正 弘	同 市志知北406番地
同	片 岡 秋 晴	同 市志知北731番地
同	池 田 泰 富	同 市志知南172番地
同	片 岡 晴 男	同 市志知北687番地
同	細 川 好 昭	同 市志知南272番地
同	細 川 幸 宗	同 市志知南266番地
同	池 田 武 志	同 市志知北733番地 2
同	桑 嶋 光 明	同 市志知北570番地
同	池 田 敏 和	同 市志知北714番地
監 事	酒 井 義 夫	同 市志知北375番地
同	池 田 学	同 市志知南299番地
同	中 川 拓 也	同 市志知北711番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	福 岡 秀 幸	南あわじ市志知北424番地
同	福 岡 久 雄	同 市志知北584番地
同	久保田 友 康	同 市志知南289番地
同	楠 宏 茂	同 市志知南303番地 3
同	楠 育 郎	同 市志知南262番地
同	酒 井 惠 司	同 市志知北229番地
同	久保田 修	同 市志知南316番地
同	出 口 文 夫	同 市志知北675番地
同	池 田 正 弘	同 市志知北406番地
同	片 岡 秋 晴	同 市志知北731番地
同	池 田 泰 富	同 市志知南172番地
同	片 岡 晴 男	同 市志知北687番地
同	細 川 好 昭	同 市志知南272番地
同	細 川 幸 宗	同 市志知南266番地
同	池 田 武 志	同 市志知北733番地 2
同	池 田 敏 和	同 市志知北714番地
監 事	酒 井 義 夫	同 市志知北375番地

同 池田学 同 市志知南299番地  
 同 中川拓也 同 市志知北711番地



**兵庫県告示第633号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
 令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市淡河土地改良区	令和8年5月20日



**兵庫県告示第634号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
 令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
倉本土地改良区	令和8年5月18日



**兵庫県告示第635号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
 令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 調査を行った者の名称  
洲本市
- (2) 調査を行った期間  
令和3年9月から令和7年2月まで
- (3) 成果の名称  
洲本市五色町下堺、五色町鳥飼上の一部（下堺1）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
洲本市五色町下堺、五色町鳥飼上の一部
- (5) 認証年月日  
令和8年6月8日
- 2 (1) 調査を行った者の名称  
洲本市
- (2) 調査を行った期間  
令和3年9月から令和7年2月まで
- (3) 成果の名称  
洲本市五色町下堺、五色町鳥飼上、五色町広石下の一部（下堺1-2）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
洲本市五色町下堺、五色町鳥飼上、五色町広石下の一部
- (5) 認証年月日  
令和8年6月8日
- 3 (1) 調査を行った者の名称  
西脇市

- (2) 調査を行った期間  
令和3年7月から令和5年3月まで
- (3) 成果の名称  
西脇市市原町・大木町の一部地区の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
西脇市市原町・大木町
- (5) 認証年月日  
令和8年6月16日
- 4 (1) 調査を行った者の名称  
三木市
- (2) 調査を行った期間  
令和5年9月から令和7年3月まで
- (3) 成果の名称  
三木市吉川町長谷の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
三木市吉川町長谷
- (5) 認証年月日  
令和8年6月16日
- 5 (1) 調査を行った者の名称  
川西市
- (2) 調査を行った期間  
平成28年10月から令和4年3月まで
- (3) 成果の名称  
川西市（大和西三丁目）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
川西市大和西三丁目
- (5) 認証年月日  
令和8年6月16日
- 6 (1) 調査を行った者の名称  
三田市
- (2) 調査を行った期間  
令和5年6月から令和7年7月まで
- (3) 成果の名称  
三田市（対中町）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
三田市対中町
- (5) 認証年月日  
令和8年6月8日
- 7 (1) 調査を行った者の名称  
丹波ひかみ森林組合
- (2) 調査を行った期間  
令和4年4月から令和7年2月まで
- (3) 成果の名称  
丹波市氷上町油利の一部（氷上町油利（I））の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
丹波市氷上町油利の一部
- (5) 認証年月日  
令和8年6月8日
- 8 (1) 調査を行った者の名称  
丹波ひかみ森林組合

- (2) 調査を行った期間  
令和4年4月から令和7年2月まで
- (3) 成果の名称  
丹波市氷上町御油・沼の各一部（氷上町御油・沼）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
丹波市氷上町御油・沼の各一部
- (5) 認証年月日  
令和8年6月8日
- 9(1) 調査を行った者の名称  
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間  
平成26年5月から令和7年3月まで
- (3) 成果の名称  
南あわじ市神代國衛2地区（神代國衛の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
南あわじ市神代國衛の一部
- (5) 認証年月日  
令和8年6月8日
- 10(1) 調査を行った者の名称  
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間  
令和5年5月から令和7年3月まで
- (3) 成果の名称  
南あわじ市松帆櫛田4地区（松帆櫛田、松帆江尻の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
南あわじ市松帆櫛田及び松帆江尻の一部
- (5) 認証年月日  
令和8年6月8日
- 11(1) 調査を行った者の名称  
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間  
令和5年5月から令和7年3月まで
- (3) 成果の名称  
南あわじ市湊7地区（湊の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
南あわじ市湊の一部
- (5) 認証年月日  
令和8年6月8日
- 12(1) 調査を行った者の名称  
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間  
令和5年6月から令和7年3月まで
- (3) 成果の名称  
南あわじ市津井9（津井の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
南あわじ市津井の一部
- (5) 認証年月日  
令和8年6月8日
- 13(1) 調査を行った者の名称  
南あわじ市

- (2) 調査を行った期間  
令和5年6月から令和7年3月まで
- (3) 成果の名称  
南あわじ市阿那賀13（阿那賀の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
南あわじ市阿那賀の一部
- (5) 認証年月日  
令和8年6月8日
- 14(1) 調査を行った者の名称  
たつの市
  - (2) 調査を行った期間  
令和5年5月から令和7年2月まで
  - (3) 成果の名称  
たつの市揖保川町片島の一部（1）の地籍図及び地籍簿
  - (4) 調査を行った地域  
たつの市揖保川町片島の一部
  - (5) 認証年月日  
令和8年6月4日
- 15(1) 調査を行った者の名称  
たつの市
  - (2) 調査を行った期間  
令和5年6月から令和7年2月まで
  - (3) 成果の名称  
たつの市龍野町堂本の一部（2）の地籍図及び地籍簿
  - (4) 調査を行った地域  
たつの市龍野町堂本の一部
  - (5) 認証年月日  
令和8年6月4日
- 16(1) 調査を行った者の名称  
神崎郡神河町
  - (2) 調査を行った期間  
令和3年10月から令和7年2月まで
  - (3) 成果の名称  
神河町上小田の一部（上小田3地区）の地籍図及び地籍簿
  - (4) 調査を行った地域  
神河町上小田の一部
  - (5) 認証年月日  
令和8年6月4日
- 17(1) 調査を行った者の名称  
揖保郡太子町
  - (2) 調査を行った期間  
令和4年7月から令和6年12月まで
  - (3) 成果の名称  
太子町竹広②地区の地籍図及び地籍簿
  - (4) 調査を行った地域  
太子町竹広
  - (5) 認証年月日  
令和8年6月4日
- 18(1) 調査を行った者の名称  
美方郡香美町

- (2) 調査を行った期間  
令和3年6月から令和7年2月まで
- (3) 成果の名称  
香美町（小代区佐坊（213111））の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
香美町小代区佐坊
- (5) 認証年月日  
令和8年6月8日
- 19(1) 調査を行った者の名称  
美方郡香美町
- (2) 調査を行った期間  
令和3年6月から令和7年2月まで
- (3) 成果の名称  
香美町（小代区茅野（213071））の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
香美町小代区茅野
- (5) 認証年月日  
令和8年6月8日



**兵庫県告示第636号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第131条第2項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 件名  
漁業関係法令違反に係る停泊処分
- 2 日時  
令和8年7月6日（月）午前10時00分から午前10時15分まで
- 3 場所  
兵庫県庁 1号館7階 会議室



**兵庫県告示第637号**

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域  
伊丹市千僧三丁目1番1の一部
- 2 特定有害物質の名称  
砒素及びその化合物



**兵庫県告示第638号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和8年6月30日から供用を開始する。

その関係図面は、令和8年6月30日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 本郷東浜谷線	丹波篠山市火打岩字畑山267番128から 同 市火打岩字畑山267番128まで	旧	5.0から 7.0まで	109.0	
		新	5.0から 31.0まで	109.0	



**兵庫県告示第639号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
本山北(1)(3) (101010119)	神戸市東灘区本山北町4丁目（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
篠原台(5) (101020145)	神戸市灘区篠原台（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
みずき台(1) (101060201)	神戸市垂水区みずき台（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
みずき台(2) (101060202)	神戸市垂水区みずき台（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
宅原(7) (101070622)	神戸市北区長尾町宅原（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図5までは省略し、これらの図面を兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第640号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西山川I(2) (223010100)	養父市八鹿町九鹿（別図1のとおり）	土石流

（別図1は省略し、この図面を兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第641号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
牧野(5) (126040163)	朝来市多々良木（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、この図面を兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第642号**

平成20年兵庫県告示第213号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

本山北(1)(1)I（101010008）の項中別図8を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第643号**

平成20年兵庫県告示第234号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

篠原台I（101020087）の項中別図87を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第644号**

平成20年兵庫県告示第264号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

天王I（101030023）の項中別図23を次の図面のとおり改める。

天王(4)II（101030057）の項中別図57を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第645号**

平成20年兵庫県告示第266号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

神仙寺(1)I（101080002）の項中別図2を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

て縦覧に供する。)



**兵庫県告示第646号**

平成21年兵庫県告示第1163号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

米里Ⅱ（123010009）の項中別図9を次の図面のとおり改める。

上綱場(2)Ⅱ（123010058）の項中別図58を次の図面のとおり改める。

大江Ⅱ（123010076）の項中別図76を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第647号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、平成26年兵庫県告示第406号（土砂災害警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下山口(15)Ⅱ (105000182)	西宮市山口町下山口（別図20のとおり）	急傾斜地の崩壊



**兵庫県告示第648号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
篠原台Ⅰ (101020087)	神戸市灘区篠原台（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
天王(4)Ⅱ (101030057)	神戸市兵庫区天王町1丁目 （別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
みずき台(1) (101060201)	神戸市垂水区みずき台（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
みずき台(2) (101060202)	神戸市垂水区みずき台（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
宅原(7) (101070622)	神戸市北区長尾町宅原（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり

（別図1から別図5までは省略し、これらの図面を兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所

及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第649号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
牧野(5) (126040163)	朝来市多々良木（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
護国川Ⅱ (226040053)	朝来市山口（別図2のとおり）	土石流	別図2のとおり

（別図1及び別図2は省略し、これらの図面を兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第650号**

令和2年兵庫県告示第227号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

天王Ⅰ（101030023）の項中別図20を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第651号**

平成30年兵庫県告示第703号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

泉ヶ丘(2)Ⅰ（115000134）の項中別図42を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第652号**

平成28年兵庫県告示第676号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

上網場(2)Ⅱ（123010058）の項中別図36を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第653号**

平成30年兵庫県告示第164号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

米里Ⅱ（123010009）の項中別図9を次の図面のとおり改める。

大江Ⅱ（123010076）の項中別図21を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第654号**

令和2年兵庫県告示第419号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

山本(1)Ⅱ（126040078）の項中別図61を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第655号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成29年兵庫県告示第375号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下山口(15)Ⅱ (105000182)	西宮市山口町下山口（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり



**兵庫県告示第656号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和2年兵庫県告示第1351号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
カジャ谷(1)Ⅰ (228010018)	宍粟市山崎町高所（別図92のとおり）	土石流	別図92のとおり



**兵庫県告示第657号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成29年兵庫県告示第194号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
イガキ谷川Ⅱ (238000028)	赤穂郡上郡町野桑（別図64のとおり）	土石流	別図64のとおり



**兵庫県告示第658号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年兵庫県告示第371号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小田和川Ⅰ (226010025)	朝来市生野町円山（別図67のとおり）	土石流	別図67のとおり



**兵庫県告示第659号**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第61条第2項の規定により、住宅確保要配慮者居住支援事業に係る住所の変更届出があった。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

名称	前住所	新住所	変更年月日
一般社団法人晴樹会	兵庫県養父市大谷223番地2	兵庫県養父市大屋町笠谷160番地	令和8年5月1日



**兵庫県告示第660号**

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条同項の規定により公告の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 商号又は名称 有限会社関西創企コンサル
- 2 代表者氏名 武田 敏
- 3 事務所所在地 神戸市中央区下山手通5丁目12番9-303号

- 4 免許証番号 兵庫県知事（7）第10164号
- 5 免許年月日 令和6年3月12日



**兵庫県告示第661号**

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条同項の規定により公告の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 商号又は名称 三田新興株式会社
- 2 代表者氏名 武田 敏
- 3 事務所所在地 神戸市北区長尾町宅原字横山1869番地の2
- 4 免許証番号 兵庫県知事（3）第11761号
- 5 免許年月日 令和7年7月28日



**兵庫県告示第662号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和8年6月30日

中播磨県民センター長 井野健三郎

- 1 指定する貯水施設の所在地  
姫路市林田町八幡字池尻156
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
八幡農区長 石野 毅	姫路市林田町八幡246番地

- 3 指定する理由  
姫路市林田町八幡地域内林田川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第663号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和8年6月30日

中播磨県民センター長 井野健三郎

- 1 指定する貯水施設の所在地  
姫路市四郷町東阿保字東山新畑395-1  
姫路市四郷町東阿保字東山新畑396-1
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
東阿保農区長 永井 康彦	姫路市四郷町東阿保225番地

- 3 指定する理由  
姫路市四郷町東阿保地域内市川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。





(昭和25年法律第178号)第10条に基づき兵庫県以外の都道府県知事の備える漁船原簿に登録を受けた船舶を使用するものにつき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

区分	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格
鳥取県 島根県 京都府 以外	小型いか釣り 漁業	別記1	5月1日から翌年2月 末日まで	定めなし	5トン以上 30トン未満	1隻	別記2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年6月30日から同年7月20日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和9年2月28日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、概ね別記3に掲げる条件を付することがある。

別記1 操業区域

漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域以遠の兵庫県日本海海面

別記2 漁業を営む者の資格

兵庫県、鳥取県、島根県又は京都府以外の都道府県知事の漁船登録を有する船舶を使用する者で、次に掲げる港の中から主たる港を含め2港以内を漁獲物の陸揚港として選定し、陸揚げの同意を得ている者(陸揚港 津居山港、竹野港、柴山港、香住港、浜坂港)

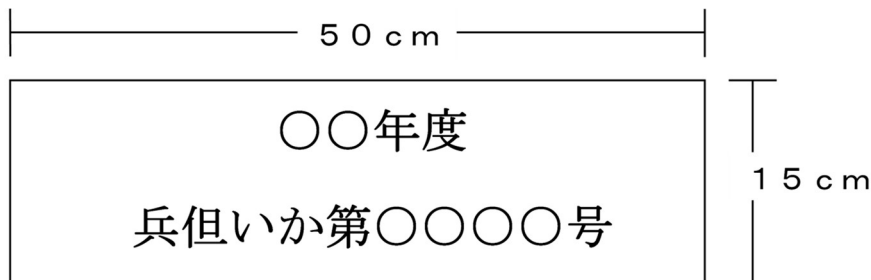
別記3 条件

1 船体両側の見やすい位置に別記様式第1号の許可番号を標示するとともに、船体の高い位置に別記様式第2号の標旗を掲げなければならない。

2 次に掲げる港以外の港で漁獲物を陸揚げしてはならない。但し、暴風雨、船体の損傷、その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

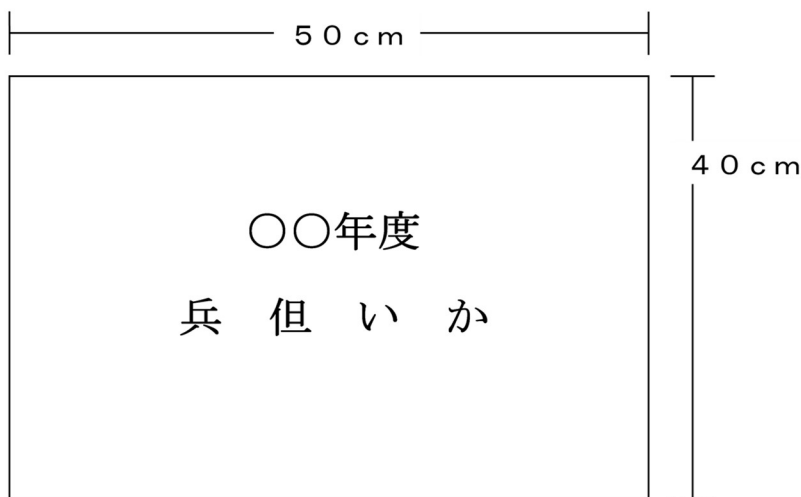
( ) 港 ( ) 港

別記様式第1号



許可プレートの色は白地、文字は黒とする。

別記様式第2号



公 告

**立入調査権限者身分証票無効公告**

次に掲げる証票は、紛失の日から無効とする。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

種 類	番 号	交付年月日	紛失年月日
青少年愛護条例第28条に規定する立入調査証明書	R3093	令和3年5月25日	令和6年3月31日
	R5099	令和5年6月20日	同 年3月31日



**都市計画の図書の写しの縦覧**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
姫 路 市	中播都市計画地区計画	山陽姫路東インターチェンジ周辺地区地区計画



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 イオン三木店  
 所在地 三木市大村字砂163外
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	古澤康之
- 3 変更事項  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 変更前  

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ネクサスエンタープライズ	大阪府中央区千日前1丁目4-8 千日前M'sビル5F	原本一正
岡野食品株式会社	姫路市御国野町国分寺387番地1	宮司直人
株式会社銀座屋	加古川市加古川町寺家町141番地	松本浩一
外15者		
  - (2) 変更後  

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ENOVAエンターテイメント	千葉県市川市市川1丁目7番15号	樋田裕吾
株式会社ライズ	大阪府泉大津市昭和町8-52	竹田勉
外15者		
- 4 変更年月日  
令和8年3月10日外
- 5 届出年月日  
令和8年6月12日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課
  - (2) 縦覧期間  
令和8年6月30日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和8年10月30日
  - (2) 提出先  
兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン淡路店

所在地 淡路市志筑新島10番地3

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	古澤 康之

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ネクサスエンタープライズ	大阪府中央区千日前1丁目4-8 千日前M'sビル5階	原本 一正

外5者

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ENOVAエンターテイメント	千葉県市川市市川1丁目7番15号	樋田 裕吾

外5者

4 変更年月日

令和7年9月1日外

5 届出年月日

令和8年6月12日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和8年6月30日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年10月30日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年6月30日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

県庁WANパソコン等機器一式（賃貸借）

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 賃貸借期間

令和9年3月1日（月）から令和15年2月28日（月）まで（72箇月）

(4) 納入場所

兵庫県本庁舎及び地方機関他 計289箇所（詳細は仕様書のとおり）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の110分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

### (1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 児玉

電話 (078) 341-7711 内線75787 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和8年6月30日（火）から同年7月14日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時及び場所

令和8年8月7日（金）午後2時 兵庫県庁3号館8階会議室兼入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和8年8月6日（木）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

### (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和8年6月30日（火）から同年7月14日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和8年7月14日（火）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和8年7月31日（金）午後5時から同年8月7日（金）午後2時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

## 4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和8年7月1日（水）から同月24日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和8年7月1日（水）から同月14日（火）（県の休日を除

く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和8年7月14日(火)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

仕様確認申込書及びカタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和8年7月31日(金)午後5時までには通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間72箇月を乗じた額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。))の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年8月5日(水)正午までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間72箇月を乗じた額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。))の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書(契約保証金の免除についての誓約書)」を提出する場合、契約金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間72箇月を乗じた額)が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和8年8月25日(火)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類

に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Motohiko Saito, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature of quantity of the product to be procured:

1 set of personal computers for the Hyogo Prefectural Government WAN (leasing contract)

(3) Lease period: March 1, 2027 - February 28, 2033

(4) Delivery location:

Hyogo Prefectural Government Office Buildings and designated places (289 locations)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 July 14, 2026

(6) Deadline for tender:

14:00 August 7, 2026 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 August 6, 2026 by mail

(7) Person to contact concerning the Notice:

Mr. Kodama, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 75787

病院局管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和8年6月30日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

兵庫県病院局管理規程第6号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程等の一部を改正する管理規程

(兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部改正)

第1条 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項、第6項及び第12項中「兵庫県立西宮病院」を「兵庫県立西宮総合医療センター」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

(協議の場の設置)

第5条 管理者は、条例第8条第2項の規定に基づき、決算の状況、予算の概要及び事業の経営方針を明らかにするに当たり、病院運営に係る関係者の意見を聴取する必要があると認めるときは、県立病院等に協議の場を設置することができる。

(病院局組織規程の一部改正)

第2条 病院局組織規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第8条の表中

「

県立西宮病院	西宮市六湛寺町
--------	---------

」

を

「

県立西宮総合医療センター	西宮市津門大塚町
--------------	----------

」

に改める。

第10条の表県立西宮病院の款中

「

総務部	総務課 医事企画課 経理課 医療情報課
-----	---------------------

」

を

「

総務部	総務課 給与管理課
経営企画部	経営企画課 医事課 経理課 医療情報課

」

に改め、

「

地域医療連携部	地域医療連携課
救命救急センター	

」

を

「

地域医療連携部	地域医療連携課 入退院支援課
救命救急センター	
ハートセンター	

」

に改め、同表中「県立西宮病院」を「県立西宮総合医療センター」に改める。

第11条の表中

「

県立西宮病院	診療部	内科	内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科 脳神経内科 血液内科 糖尿病・内分泌内科 腫瘍内科
		外科	外科 消化器外科 脳神経外科 乳腺外科 整形外科 形成外科
		上記以外の診療科名等	リウマチ科 小児科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 腎移植センター
	救命救急センター	救急科	

」

を  
「

県立西宮総合医療センター	診療部	内科	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科 脳神経内科 血液内科 糖尿病・内分泌内科 ペインクリニック 内科 腫瘍内科
		外科	外科 呼吸器外科 消化器外科 心臓血管外科 脳神経外科 乳腺外科 整形外科 形成外科 ペインクリニック外科
		上記以外の診療科名等	精神科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 臨床検査科 救急科 歯科口腔外科 腎移植センター
	救命救急センター		救急科
	ハートセンター		

」

に改める。

第12条中「県立尼崎総合医療センター」の右に「、県立西宮総合医療センター」を加える。

第12条の2第5号を次のように改める。

(5) 医療争訟事務に関すること（県立尼崎総合医療センター及び県立西宮総合医療センターに限る。）。

第24条の9（見出しを含む。）中「心臓血管センター」の右に「及びハートセンター」を加える。

第33条の表救命救急センター長の款中「県立西宮病院」を「県立西宮総合医療センター」に改め、心臓血管センター長の款の次に次のように加える。

ハートセンター長	県立西宮総合医療センターのハートセンター	上司の命を受け、ハートセンターの業務を掌理する。
----------	----------------------	--------------------------

第34条の表科部長又はセンター部長の款及び医長の款中「県立尼崎総合医療センターの集中治療センター、」の右に「県立西宮総合医療センターのハートセンター、」を加える。

（病院局公文書管理要綱の一部改正）

第3条 病院局公文書管理要綱（令和2年兵庫県病院局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項の表県立西宮病院の項を削り、同表県立尼崎総合医療センターの項の次に次のように加える。

県立西宮総合医療センター	西医
--------------	----

（病院事業職員の給与に関する規程の一部改正）

第4条 病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第32条の6第2項中「450円」の右に「（大規模な災害として管理者が指定する災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,440円）」を加える。

第5条 病院事業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

附則第73項の次に次の4項を加える。

（開院日採用職員の給与の特例）

74 この項から附則第77項までの規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 開院日 県立西宮総合医療センターの開院日

- (2) 開院日採用職員 西宮市立中央病院に勤務していた者で、開院日の前日に西宮市を退職し、開院日に新たに職員となったもの（医師・歯科医師職給料表の適用を受ける者、再任用職員及び会計年度任用職員を除く。）
- (3) 県給料額 この規程の規定（この項から附則第77項までの規定を除く。）により開院日採用職員が受けることとなる給料月額
- (4) 県管理職手当額 この規程の規定（この項から附則第77項までの規定を除く。）により開院日採用職員が受けることとなる管理職手当の月額
- (5) 西宮市退職時給料考慮額 開院日採用職員が開院日の前日において西宮市から受けていた給料月額を考慮して管理者が別に定める額
- (6) 西宮市退職時管理職手当考慮額 開院日採用職員が開院日の前日において西宮市から受けていた管理職手当の月額を考慮して管理者が別に定める額
- (7) 西宮市退職時地域手当考慮割合 開院日採用職員が開院日の前日において西宮市から受けていた地域手当の割合を考慮して管理者が別に定める割合
- 75 令和13年3月31日までの間、開院日採用職員のうち、県給料額及び県管理職手当額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額が、西宮市退職時給料考慮額及び西宮市退職時管理職手当考慮額並びにこれらの合計額に西宮市退職時地域手当考慮割合を乗じて得た額の合計額を下回る者（以下「給与経過措置対象者」という。）に対してその下回る間に支給する給料及び地域手当の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 給料 県給料額に県給料額と西宮市退職時給料考慮額の差額及び県管理職手当額と西宮市退職時管理職手当考慮額の差額を加えた額
- (2) 地域手当 前号の給料月額、扶養手当の月額及び管理職手当の月額の合計額に西宮市退職時地域手当考慮割合を乗じて得た額
- 76 給与経過措置対象者に支給する手当の算定の基礎となる額及び割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- (1) 第22条に規定する結核病棟等勤務手当、第36条に規定する超過勤務手当、第37条に規定する夜勤手当、第40条に規定する期末手当及び第42条に規定する勤勉手当の算定の基礎となる給料の月額 県給料額に県給料額と西宮市退職時給料考慮額の差額を加えた額
- (2) 第36条に規定する超過勤務手当、第37条に規定する夜勤手当、第40条に規定する期末手当及び第42条に規定する勤勉手当の算定の基礎となる地域手当の月額の算定に用いる割合 西宮市退職時地域手当考慮割合
- (3) 第42条の3から第48条までに規定する退職手当の算定の基礎となる給料の月額 県給料額
- (4) 第47条の4第2項に規定する地域手当の月額の算定に用いる割合 第9条第2項に規定する割合
- 77 附則第74項から前項までの規定に定めるもののほか、開院日採用職員の給与の計算及び支給に関し必要な事項は、管理者が別に定める。
- 別表第9 県立西宮病院の款3級及び4級の欄中  
「診療部長」  
を  
「診療部長  
ハートセンター長」  
に改め、同表中「県立西宮病院」を「県立西宮総合医療センター」に改める。
- 別表第16地方機関の款中「県立西宮病院の救命救急センター長」を「県立西宮総合医療センターのハートセンター長及び救命救急センター長」に改める。
- 第6条 病院事業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。
- 附則第77項の次に次の1項を加える。
- （大学院等で研修を行う医師の給与の特例）
- 78 医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員で国内又は海外の病院又は大学院において研修を行う者のうち管理者が別に定める者については、その研修の期間中、第9条から第11条の2まで及び第17条の規定にかかわらず、地域手当、住居手当、初任給調整手当及び管理職手当を支給しない。
- （病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正）
- 第7条 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第14号）の一部を次

のように改正する。

第20条第1項第2号及び第26条の5第1項第2号中「参考人」の右に「、被害者参加人」を加える。

附則第10項の次に次の1項を加える。

(県立西宮総合医療センターの開院に伴う休暇の付与日数の特例)

- 11 西宮市立中央病院に勤務していた者(会計年度任用職員を含む。)で、県立西宮総合医療センターの開院日の前日に西宮市を退職し、開院日に新たに職員又は会計年度任用職員となったものに対する開院日における休暇の付与日数については、この規程に定めるもののほか、管理者が別に定めるところによる。

附 則

この管理規程は、令和8年7月1日から施行する。ただし、第4条の規定は令和8年4月1日から、第6条の規定は令和9年4月1日から施行する。

病 院 局 告 示



兵庫県病院局告示第3号

1に掲げる公印を令和8年6月30日限り廃止し、2に掲げる公印を新調し、令和8年7月1日からその使用を開始する。



令和8年6月30日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

1 廃止公印の名称及び印影

	
兵庫県立西宮病院院長印(一般)	兵庫県立西宮病院院長印(特殊)

2 新調公印の名称及び印影

	
兵庫県立西宮総合医療センター院長印(一般)	兵庫県立西宮総合医療センター院長印(特殊)

警察本部公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
 令和8年6月30日

契約担当者

兵庫県警察本部長 小西 康弘

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称  
X線マイクロアナライザー付走査電子顕微鏡賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和8年6月17日
- 4 落札者の名称及び住所  
三菱HCキャピタル株式会社関西第一営業部
- 5 落札金額  
865,590円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和8年5月8日

正 誤

○平成15年12月1日付け（兵庫県公報第3号外）  
 兵庫県規則第91号（財務規則の一部を改正する規則）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
2	上から9	装置	措置